

産業廃棄物を事業場外保管する場合の 手続きについて（手引き）

平成 29 年 9 月

大阪市環境局環境管理部
環境管理課産業廃棄物規制グループ

注) 本冊子では、次のとおり法律や条例を省略して記載しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	法施行令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	法規則
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	市条例
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則	市規則
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	PCB 特措法

- はじめに

廃棄物処理法では、他人の産業廃棄物の積替え保管を行う場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要ですが、事業者が自ら排出した産業廃棄物を当該産業廃棄物を生ずる事業場の外で保管する場合には、産業廃棄物処理業には該当しないので、許可を必要としません。

このため、他人から依頼された廃棄物「自ら排出した廃棄物の保管（仮置き）」と称して受け入れたり、廃棄物を放置しているにもかかわらず「保管（仮置き）」と称した不適正な野積み行為が行われていた状況を受け、平成16年10月の市条例改正において、事業者が自ら産業廃棄物をその発生場所以外の場所で一時的に保管を行う場合について、事前に大阪市へ届け出る制度を創設しました。

その後、平成22年廃棄物処理法の改正に伴い、本市が定めた上記制度に関して平成23年5月に規定整備を行いました。また、平成29年法規則の一部改正に伴い、市条例及び市規則を一部改正しています。本書は当該届出制度に関する届出の手引きとして作成したものです。

◆ 制度の概要

排出事業者が産業廃棄物を発生させた事業場の外において、自ら保管する（以下、「事業場外保管」という。）場合の届出制度です。（法及び市条例共通）

◆ 届出対象事業者

自らの事業により発生させた産業廃棄物を、その発生させた事業場の外において自ら保管する事業者が対象となります。詳細は次の表のとおりです。具体例の記載がありますので、3ページをご確認ください。

	廃棄物処理法で規定する届出対象要件	市条例で規定する届出対象要件
対象事業者	建設業	全ての事業活動を営むもの ^{※1}
面積の規定	<u>保管場所</u> を 300 m ² 以上有する事業場	<u>敷地面積</u> ^{※2} が 200 m ² 以上の事業場

※1 廃棄物処理法で規定する届出対象となった建設業者の場合（保管場所を 300m² 以上を有する事業場）、市条例の規定する届出は、「不要」です。
例えば、保管場所を 200 m²有し敷地面積が 300 m²の場合は、市条例で規定する届出は「必要」となります。

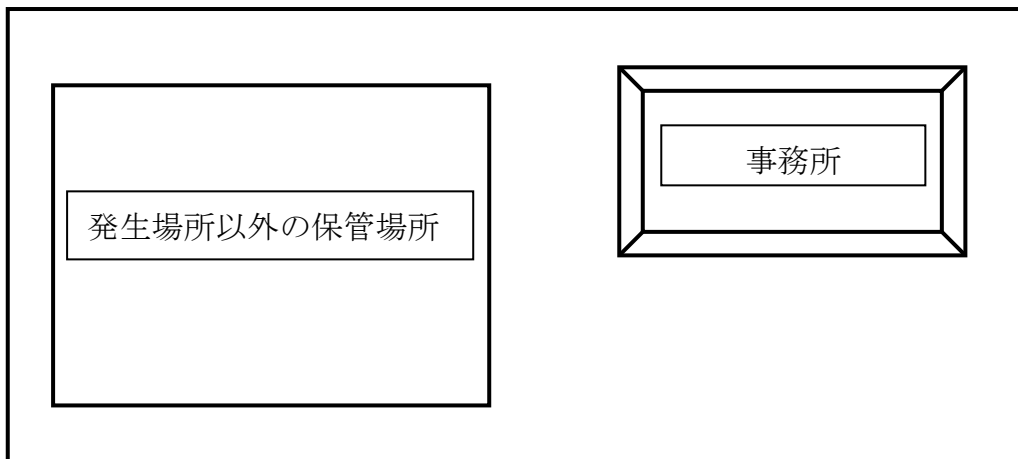
※2 敷地面積とは、事務所、車庫等事業所、産業廃棄物の保管場所を含めた事業場すべての面積をいいます。

※次に掲げる保管については、本制度による届出対象から除外されています（規第8条の2の2第1号～3号）。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ・ 法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ・ PCB 廃棄物特別措置法第8条の規定による届出に係る PCB 廃棄物の保管

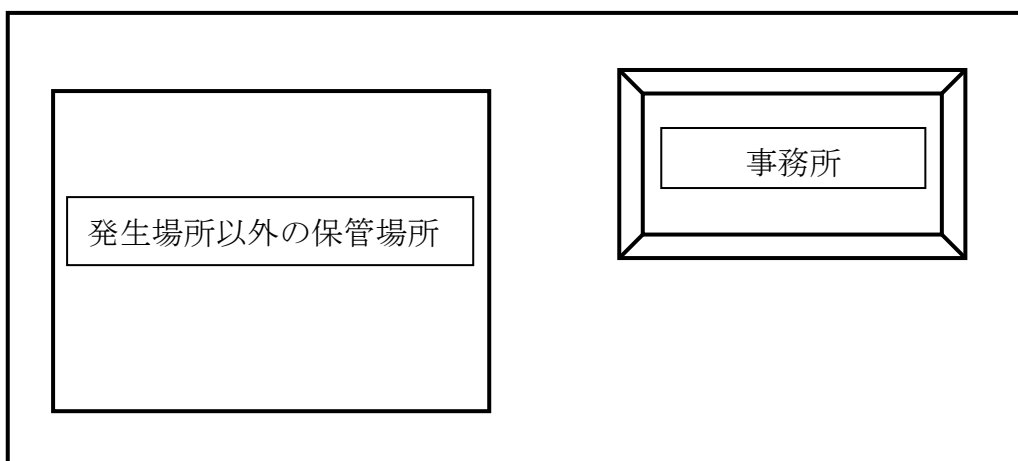
廃棄物処理法と市条例のいずれの要件に該当するかによって手続きが異なります。廃棄物処理法で届出対象の場合、条例による届出は必要ありません。詳しくは4ページのフローチャートをご確認ください。

◆ 事業場外保管を行う際の届出対象事業者か否かの判断について
【建設業の場合】



	保管場所 の面積	敷地全体 の面積	届出対象要件	
			廃棄物処理法	市条例
パターン①	400 m ²	1000 m ²	○	—
パターン②	200 m ²	800 m ²	—	○
パターン③	100 m ²	180 m ²	—	—

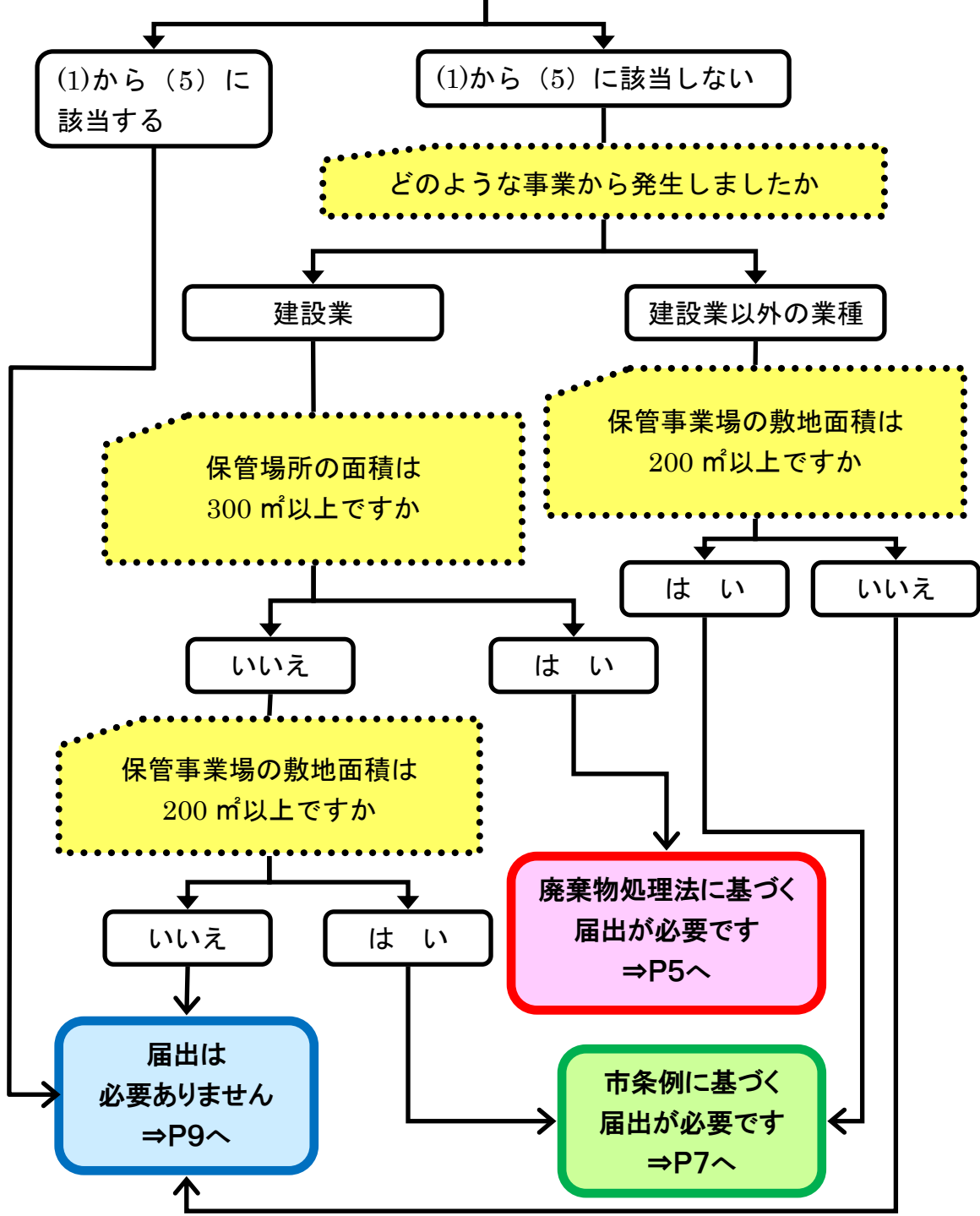
【製造業等（建設業以外の業種）の場合】



	保管場所 の面積	敷地全体 の面積	届出対象要件	
			廃棄物処理法	市条例
パターン①	300 m ²	900 m ²	—	○
パターン②	100 m ²	180 m ²	—	—

発生した産業廃棄物をどのような状況で保管しますか。

- (1) 発生した場所に設置した保管場所での保管
- (2) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業にかかる保管
- (3) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業にかかる保管
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置許可施設にかかる保管
- (5) PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物の保管



廃棄物処理法に基づく保管の届出

《新規に届出を行う場合》

- ◆ 根拠法令
廃棄物処理法第 12 条第 3 項、4 項、第 12 条の 2 第 3 項、4 項
法規則第 8 条の 2 の 4、第 8 条の 13 の 5 項
- ◆ 対象者及び対象となる保管
建設工事（土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い発生した産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物を発生場所とは別の場所で保管する事業者のうち、当該保管場所の面積が 300 m²以上であるもの
- ◆ 届出を行う時期
保管行為をする前に、あらかじめ
（遅くとも保管を開始する前日まで）
- ◆ 届出書
産業廃棄物の場合、様式第二号の四（P16）による
特別管理産業廃棄物の場合、様式第二号の十（P19）による
- ◆ 添付書類
（1）届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類（土地の地籍図又は公図、土地・建物の登記事項証明書及び賃貸借契約書の写しなど）
（2）保管の場所の平面図及び付近の見取図

《届出内容の変更・保管事業場の廃止を行う場合》

- ◆ 根拠法令
廃棄物処理法第 12 条第 3 項もしくは第 12 条の 2 第 3 項
法規則第 8 条の 2 の 5（変更）、第 8 条の 2 の 6（廃止）
- ◆ 対象
届出内容に変更があった場合（変更）
保管場所としての届出を行っていたが、保管をやめた場合（廃止）
- ◆ 届出の時期
変更の場合・・・届出内容を変更しようとするとき、あらかじめ
（遅くとも変更後の保管を開始する前日まで）
廃止の場合・・・廃止のあった日から 30 日以内

◆ 届出に必要な書類

必要な書類		変更事項	届出者の氏名又は名称 届出者の住所 法人代表者の氏名	保管の場所に関する事項 (所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限、積上げ高さ)	保管場所を廃止する場合
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管施設(変更・廃止)届出書 (様式第二号の五もしくは六、様式第二号の十一もしくは十二) (P17～18、P20～21)			○	○	○
添付書類	届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類 (土地の地籍図又は公図、土地・建物の登記事項証明書や賃貸借契約書など)		○	△ 所在地、面積を変更する場合に必要です。	
	保管の場所の平面図及び 付近の見取図			△ 所在地、面積を変更する場合に必要です。	

※ その他、必要に応じて法人の登記事項証明書(届出者の名称、住所や代表者の変更)、保管事業場の配置図、保管量に係る計算書(いずれも保管の場所に関する事項の変更)のご提出をお願いする場合があります。

《非常災害のために必要な応急措置として行う場合》

◆ 根拠法令

廃棄物処理法第12条第4項もしくは第12条の2第4項
法規則第8条の2の7

◆ 対象

非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物を保管したもの

◆ 届出を行う時期

保管を行った日から起算して14日以内

市条例に基づく保管の届出

《新規に届出を行う場合》

- ◆ 根拠条例
 - 市条例第 23 条の 2 の 2
 - 市規則第 29 条

- ◆ 対象者及び対象となる保管
 - 発生する産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物を発生場所とは別の場所で保管する事業者であって、当該保管場所の事業場敷地面積（保管場所だけではなく事務所、車庫等付帯施設を含む面積）が 200 m²以上であるもの（ただし、法に基づく届出対象となるものは除く。）

- ◆ 届出を行う時期
 - 保管の開始の日の 2 週間前まで
 - ただし、非常災害のために必要な応急措置として発生場所とは別の場所で保管を行った場合は当該保管を開始した日から 2 週間を経過する日まで

- ◆ 届出書
 - 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物いずれも様式第 1 号（P22）による

- ◆ 添付書類
 - (1) 保管に係る事業場の配置図及び当該事業場の付近の見取図
 - (2) 保管の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (3) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (4) 保管に係る事業場における産業廃棄物の保管量に係る計算書
 - (5) 保管の用に供する施設が保管しようとする産業廃棄物の荷重に対して構造耐力上安全であることを示す設計計算書
 - (6) 届出者が保管に係る事業場の敷地である土地、当該保管の用に供する施設及び(3)に規定する施設の所有権（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
 - (7) 保管に係る産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託契約書の写し

《届出内容の変更・保管事業場の廃止を行う場合》

◆ 根拠法令

市条例第 23 条の 2 の 3
市規則第 29 条の 2

◆ 対象

届け出た事項に変更があった場合（変更）
保管場所としての届出を行っていたが、保管をやめた場合（廃止）

◆ 届出の時期

変更の場合・・・変更のあった日から 10 日後まで
ただし、産業廃棄物の種類、数量及びその他保管の計画を変更する場合は変更の 2 週間前まで
非常災害のために必要な応急措置として届け出た事項
に変更があった日から 2 週間後まで
廃止の場合・・・廃止のあった日から 10 日後まで

◆ 届出に必要な書類

必要な書類	変更事項	保管届出者 土地所有者 等の氏名 及び住所等	産業廃棄物の種類、数量及び保管計画			帳簿の備付け 場所 保管場所を 廃止する場合
			保管方法の 変更	搬出入 の変更	処分方法 の変更	
産業廃棄物保管施設 (変更・廃止) 届出書 (第 2 号様式) (P25)		○	○	○	○	○
添 付 書 類	保管事業場の配置図及び 付近見取図		○		○	
	保管施設の平面図、立面 図、断面図及び構造図		○		○	
	処分に係る実施計画書及 び平面図、立面図、断面図 及び構造図				○	
	保管量に係る計算書		○	○	○	
	保管施設の構造計算書		○			
	土地及び施設の所有権を 証する書類	○				
委託契約書の写し				○※1	○※1	

※1 委託先を変更する場合のみ

その他、必要に応じて法人の登記事項証明書（届出者の名称、住所や代表者の変更）、保管事業場の配置図、保管量に係る計算書（いずれも保管の場所に関する事項の変更）のご提出をお願いする場合があります。

産業廃棄物の保管に際して

◆ 産業廃棄物保管基準

[廃棄物処理法第 12 条第 2 項、第 12 条の 2 第 2 項]

[法規則第 8 条、第 8 条の 13]

《産業廃棄物保管場所の要件》

1. 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
2. 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ 60 cm 以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - イ 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - ロ 保管する産業廃棄物の種類
当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物
又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ニ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、最大保管高さ

《保管時に講ずる措置》

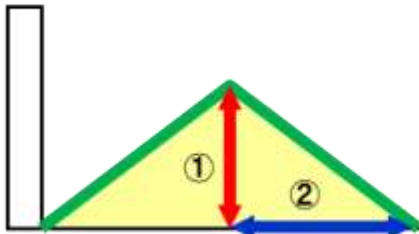
- 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 1. 汚水が発生するおそれがある場合
当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 2. 屋外で容器を用いずに保管する場合
P10 上図のとおり、最大保管高さを超えないこと。
- 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物を保管する場合
 - (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合
保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

《特別管理産業廃棄物の場合》

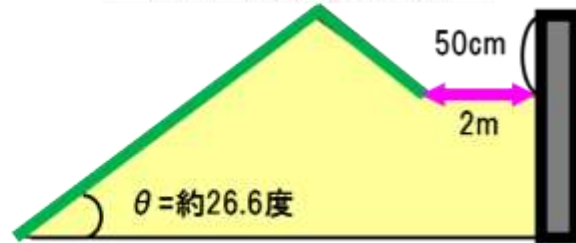
産業廃棄物と同様に、条件や保管時に講ずる措置をとったうえで、他の廃棄物と混ざらないように仕切りを作成することや容器等に入れ飛散・流出・腐食防止の措置を講ずる必要があります。

屋外で容器を用いず保管する場合

壁等に寄りかからない場合



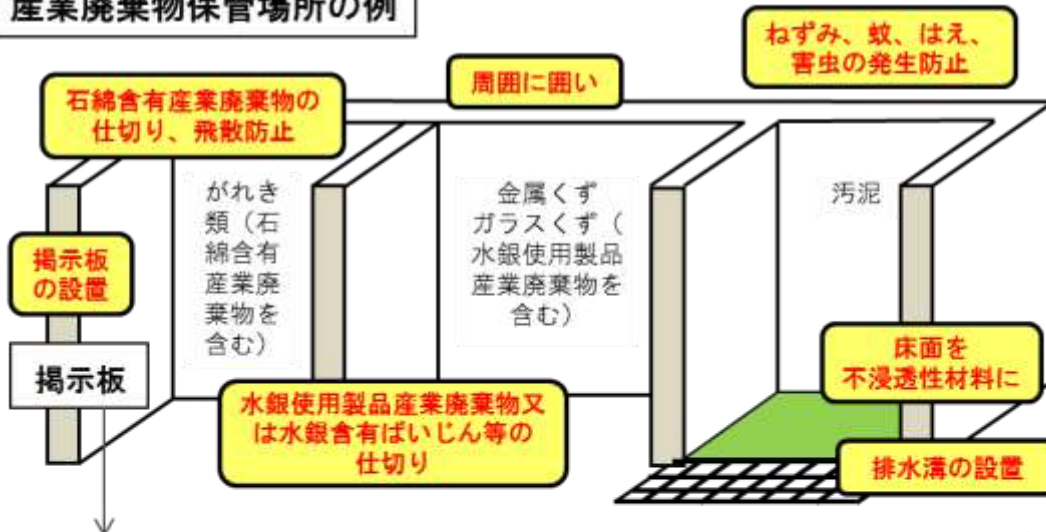
壁等に寄りかかる場合



部については、50%勾配（ $\text{①} : \text{②} = 1 : 2$ 、角度約 26.6° ）を超えて保管することが出来ません。

部（壁の内側2mにおける高さ）については、壁の先端から50cm下げて保管しなければなりません。

産業廃棄物保管場所の例



産業廃棄物保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎 大阪府中央区△△1-1-1 総務部 大阪 花子 06-1234-5678
産業廃棄物の種類	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 汚泥

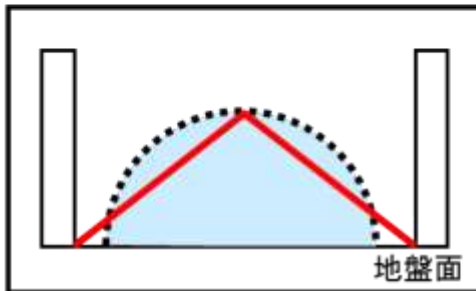
60cm以上

60cm以上

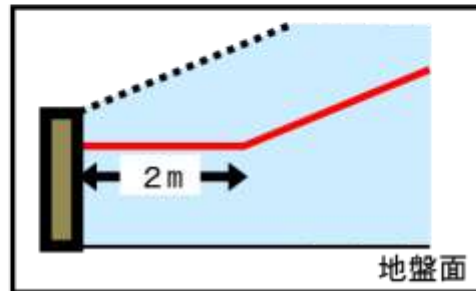
保管基準を満たさない例

凡例

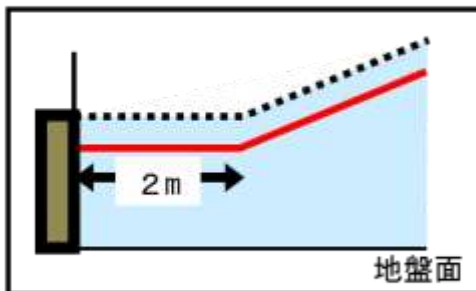
- 保管基準を満たす基準
- ⋯⋯⋯ 廃棄物の保管状態



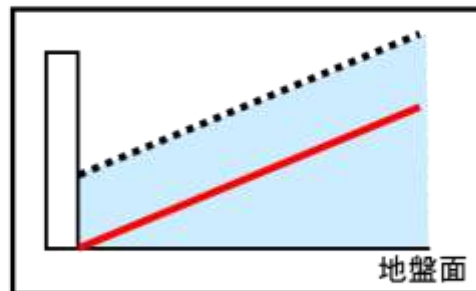
【ケース1】
50%勾配を超えて保管している場合



【ケース2】
勾配の起点を壁から2m離していない場合



【ケース3】
壁の頂部から50cm下げていない場合
プラスチック板等の継ぎ足しは不可



【ケース4】
構造耐力上安全とはいえない囲いに
廃棄物が接している場合

条例に基づく掲示板の設置

市条例に基づき届出を行った場合は、次の掲示板を併設する必要があります。

《産業廃棄物保管場所に掲げる掲示板の例(大阪市条例に基づくもの)》

産業廃棄物 保管場所		
保管する種類	がれき類、ガラスくず、**	
産業廃棄物数量	20 m ³	
事業場所在地	大阪市◇◇区▽▽町2-2-4	
届出者	氏名	株式会社□□建設 代表取締役 大阪花子
	住所	大阪市○○区□□町1-1-1
土地所有者	氏名	大阪 三郎
	住所	大阪市○○区△△町1-3-1
	連絡先	TEL 06-XXXX-XXXX
届出を行った年月日		平成22年10月1日

60cm
以上

60cm以上

◆ 帳簿の記載

市条例に基づき届出を行った場合は、産業廃棄物の保管に関する帳簿を備え付けなければなりません。

[市条例第 23 条の 2 の 5]

《帳簿の記載事項》

1. 産業廃棄物の搬入年月日、搬入に使用した自動車の自動車登録番号及び搬入を担当した者の氏名
2. 搬入した産業廃棄物の種類、数量及び発生場所
3. 産業廃棄物の搬出年月日、搬出に使用した自動車の自動車登録番号及び搬出を担当した者の氏名
4. 産業廃棄物の搬出先の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに搬出先ごとの産業廃棄物の種類及び数量
5. 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、処分を行った年月日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量
6. 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る法第 12 条の 3 第 1 項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号（法第 12 条の 5 第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用した場合には、同項に規定する情報処理センターの登録番号）
7. 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該産業廃棄物の保管に係る事業場における保管量。この場合において、当該事業場で保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれの保管量を明らかにしなければならない。

《帳簿の記載と保管》

帳簿は毎月末日までに前月中の事項を記載し、1 年ごとに閉鎖し閉鎖後 5 年間保存しなければなりません。

《産業廃棄物自家保管にかかる帳簿の記載例》

搬入に関する事項						搬出に関する事項								保管量		
年月日	自動車No.	担当者	種類	数量	発生場所	年月日	自動車No.	担当者	搬出先名称	搬出先住所	種類	数量	委託先許可番号	マニフェスト	日付	数量
H23.4.1	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	汚泥	4t	生野区〇〇 1-1-1										H23.4.1	4t
H23.4.4	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	汚泥	4t	生野区〇〇 1-1-1										H23.4.4	8t
H23.4.5	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	汚泥	4t	生野区〇〇 1-1-1										H23.4.5	12t
H23.4.6	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	汚泥	4t	生野区〇〇 1-1-1										H23.4.6	16t
H23.4.7	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	汚泥	4t	生野区〇〇 1-1-1										H23.4.7	20t
H23.4.8	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	汚泥	4t	生野区〇〇 1-1-1										H23.4.8	24t
						H23.4.11	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	▲▲ リサイクル	西淀川区〇〇 1-1-1	汚泥	10t	66200*****	12345678901		
						H23.4.11	なにわ100 は ***-**	大阪太郎	▲▲ リサイクル	西淀川区〇〇 1-1-1	汚泥	10t	66200*****	12345678902	H23.4.11	4t

その他

◆ 廃棄物処理法による罰則

〔廃棄物処理法第 29 条、第 33 条〕

	違 反 の 内 容	罰 則
事業場外保管 届出違反	排出事業者が、 届出をせず又は虚偽の届出により、 産業廃棄物の事業場外保管をしたとき	6 月以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
非常災害時 事業場外保管 届出義務違反	排出事業者が、届出をせず、又は虚偽 の届出により、産業廃棄物の事業場外 保管をしたとき	20 万円以下の過料

◆ 市条例による罰則

〔市条例第 41 条〕

	違 反 の 内 容	罰 則
事業場外保管 届出義務違反	排出事業者が、 届出をせず又は虚偽の届出により、 産業廃棄物の事業場外保管をしたとき	20 万円以下の罰金
事業場外保管 変更届出 義務違反	排出事業者が、 変更届出をせず又は虚偽の変更届出を したとき	

◆ 市条例による勧告等

〔市条例第 23 条の 2 の 4〕

届出における保管の計画が、処理基準等に適合しないと認めるときは、届出のあった日から 2 週間以内に限り、届出者に対し期限を定めて、当該計画の変更すべき旨を勧告することができる。

様式集

※ 様式は片面コピーでご使用ください。

大阪市の HP からダウンロードできます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009845.html#H1>

様式集目次

《廃棄物処理法に基づく手続き関係の書類》

1	「産業廃棄物事業場外保管届出書」	P16
2	「産業廃棄物事業場外保管変更届出書」	P17
3	「産業廃棄物事業場外保管廃止届出書」	P18
4	「特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書」	P19
5	「特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書」	P20
6	「特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書」	P21

《市条例に基づく手続き関係の書類》

1	「産業廃棄物保管施設届出書」	P22
2	「産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書」	P25

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

大阪市長 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類
第12条第4項
及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保管開始年月日		年 月 日

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

大阪市長 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び
 図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

大阪市長 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定により、関係書類
第12条の2第4項
及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあつては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保管開始年月日		年 月 日

備考

特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

大阪市長 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

<p>特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 13 の 6 において準用する同令第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

（日本工業規格 A列4番）

様式第1号

産業廃棄物保管施設届出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の保管を行うので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第23条の2の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

保管に係る事業場の名称及び所在地		名称：	
		所在地：	
保管に係る事業場の敷地である土地の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）			
産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する事項	保管の方法に関する事項	保管の目的	
		保管に係る事業場の敷地の土地の面積及び保管の用に供する施設に係る部分の面積	保管を行う事業場： 保管の用に供する場所： m ² m ²
		産業廃棄物の種類ごとの容器の使用の有無その保管の方法（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨）	
		政令第6条第1項第1号ハからヘまで、第6条の5第1項第1号ロからニまで及び第16条第2号ニからヘまでに掲げる積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する措置	別紙のとおり
		保管の積み上げ高さ	m以下
	産業廃棄物の発生場所の搬入に関する事項	産業廃棄物の発生場所	
		搬入の方法	
		1月当たりの搬入の回数及び搬入量	
		搬入を行う時間帯	

産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する事項	産業廃棄物の搬出に関する事項	搬出先の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）	
		搬出の方法	
		1月当たりの搬出の回数及び搬出量	
		搬出を行う時間帯	
	処分に関する事項*1	処分の方法*2	
		1月当たりの処分の回数及び処分量	
		1日当たりの処理能力	
		処分に伴い発生する産業廃棄物の搬出先の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）	
保管開始予定年月日		平成 年 月 日 (廃止予定 年 月 日)	
条例第23条の2の5第1項の帳簿の備付け場所			
届出者が営む事業の種別			
届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合	許可をした行政庁の名称		
	許可番号		
届出者が建設業の許可を受けた者である場合	許可をした行政庁の名称		
	許可番号		
届出者が解体工事業者の登録を受けた者である場合	登録をした行政庁の名称		
	登録番号		
※ 事 務 処 理 欄			
備考 1 *1の欄には、保管場所において処分を行う場合に限り記載すること。 2 *2の欄には、2以上の産業廃棄物を処分する場合など、その記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 ※欄は記入しないこと。			

(別紙)

○政令第6条第1項第1号ハからへまで、第6条の5第1項第1号ロからニまで及び第16条第2号ニからへまでに掲げる積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する措置

囲いの性状、構造耐力性	
屋根等の飛散流出防止措置	
悪臭防止措置	
汚水による汚染防止措置	
ねずみ、害虫等防止措置	
その他保管施設の構造等に関する事項	
備考 1 記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等を含むこと。 2 各項目にその記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

様式第2号

産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の保管に係る事項について（変更・廃止）が生じたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第23条の2の3の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

保管に係る事業場の名称及び所在地	名 称： 所在地：
産業廃棄物保管施設届出書の届出の年月日及び受付番号	平成 年 月 日 第 号
保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表の氏名）	
内 容	
変 更 前	変 更 後
備考 1 変更の場合、当該変更内容に関連する添付書類等は、届出当初に提出したものと同等のものを添付すること。 また、変更後欄に変更年月日を記入すること。 2 廃止の場合は、変更後欄に「廃止」と記入し、その年月日を記入すること。	

(参 考)

法 令 等

事業場外保管関連部分のみ

廃棄物処理法（抄）

法		施行規則	
第12条	<p>第3項 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	第8条の2	<p>法第12条第3項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事（法第21条の3第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴い生ずる産業廃棄物とする。</p>
		第8条の2の2	<p>法第12条第3項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が300㎡以上である場所において行われる保管であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管 二 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管 三 PCB特措法（平成13年法律第65号）第8条第1項（同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管
		第8条の2の3	<p>法第12条第3項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。</p>
		第8条の2の4	<p>法第12条第3項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保管の場所に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 所在地 ロ 面積 ハ 保管する産業廃棄物の種類 ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの 三 保管の開始年月日 <p>第2項 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類 二 保管の場所の平面図及び付近の見取図
		第8条の2の5	<p>法第12条第3項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の五による届出書を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

法		施行規則	
第12条の2	<p>第4項 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第8条の2の6</p>	<p>二 変更の内容 三 変更の理由 四 変更予定年月日</p> <p>第2項 前項の届出書には、前条第1項第2号イ又はロに掲げる事項に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。</p> <p>法第12条第3項前段の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から30日以内に、様式第二号の六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。</p>
	<p>第3項 事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該特別管理産業廃棄物の保管</p>	<p>第8条の2の7</p>	<p>法第12条第4項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保管の場所に関する次に掲げる事項 イ 所在地 ロ 面積 ハ 保管した産業廃棄物の種類 ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあつては、その旨及び第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの 三 保管の開始年月日</p> <p>第2項 第8条の2の4第2項の規定は、前項の届出について準用する。</p>
	<p>第8条の13の2</p>	<p>第8条の13の3</p>	<p>法第12条の2第3項前段の環境省令で定める特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物とする。</p> <p>法第12条の2第3項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が300m²以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>一 法第14条の4第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管 二 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管</p>

法	施行規則	
<p>(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第4項 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第8条の13の4</p> <p>第8条の13の5</p> <p>第8条の13の6</p>	<p>三 PCB 特措法第8条第1項（同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係るPCB 廃棄物の保管</p> <p>法第12条の2第3項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。</p> <p>法第12条の2第3項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十による届出書を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保管の場所に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 所在地 ロ 面積 ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類 ニ 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限 ホ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの 三 保管の開始年月日 <p>第2項 前項の届出書については、第8条の2の4第2項の規定を準用する。</p> <p>第8条の2の5の規定は法第12条の2第3項後段の規定による届出について、第8条の2の6の規定は法第12条の2第3項前段の規定による届出をした事業者について、第8条の2の7の規定は法第12条の2第4項の規定による届出について準用する。</p> <p>この場合において、第8条の2の5第1項中「様式第二号の五」とあるのは「様式第二号の十一」と、同条第2項中「前条第1項第2号イ又はロ」とあるのは「第8条の13の5第1項第2号イ又はロ」と、第8条の2の6中「様式第二号の六」とあるのは「様式第二号の十二」と、第8条の2の7第1項中「様式第二号の四」とあるのは「様式第二号の十」と、同項第2号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同号ニ中「積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限」とあるのは「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」と読み替えるものとする。</p>

市条例（抄）

条例		施行細則	
第23条の2の2	<p>事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 保管に係る事業場の名称及び所在地</p> <p>(3) 保管に係る事業場の敷地である土地の所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(4) 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。）、水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。）又は水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。）が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画</p> <p>(5) 第23条の2の5第1項の帳簿の備付け場所</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項</p>	第29条	<p>条例第23条の2の2第1項の市規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保管に係る事業場の配置図及び当該事業場の付近の見取図</p> <p>(2) 保管の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(3) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(4) 保管に係る事業場における産業廃棄物の保管量に係る計算書</p> <p>(5) 保管の用に供する施設が保管しようとする産業廃棄物の荷重に対して構造耐力上安全であることを示す設計計算書</p> <p>(6) 条例第23条の2の2第1項の届出書を提出する者（以下この号及び第3項において「届出者」という。）が保管に係る事業場の敷地である土地、当該保管の用に供する施設及び第3号に規定する施設の所有権（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類</p> <p>(7) 保管に係る産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託契約書の写し</p> <p>第2項</p> <p>条例第23条の2の2第1項第4号の産業廃棄物の保管に関する計画においては、次に掲げる事項について定めなければならない。</p> <p>(1) 保管の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 保管に係る事業場の敷地である土地の面積及び当該土地のうち保管の用に供する施設に係る部分の面積</p> <p>イ 産業廃棄物の種類ごとの容器の使用の有無その他保管の方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）、水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。）又は水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ容器の使用の有無その他保管の方法を明らかにしなければならない。</p>

条例		施行細則	
			<p>ウ 政令第6条第1項第1号ハからヘまで、第6条の5第1項第1号ロからニまで及び第16条第2号ニからヘまでに掲げる積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する措置</p> <p>(2) 産業廃棄物の搬入に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 産業廃棄物の発生場所</p> <p>イ 搬入の方法</p> <p>ウ 1月当たりの搬入の回数及び搬入量</p> <p>エ 搬入を行う時間帯</p> <p>(3) 産業廃棄物の搬出に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 搬出先の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>イ 搬出の方法</p> <p>ウ 1月当たりの搬出の回数及び搬出量</p> <p>エ 搬出を行う時間帯</p> <p>(4) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項</p> <p>ア 処分の方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ処分の方法を明らかにしなければならない。</p> <p>イ 1月当たりの処分の回数及び処分量</p> <p>ウ 1日当たりの処理能力</p> <p>エ 処分に伴い発生する産業廃棄物の搬出先の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(5) 保管開始予定年月日</p> <p>第3項 条例第23条の2の2第1項第6号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>第4項 条例第23条の2の2第2項の市規則で定める書類は、第1項第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる書類とする。</p> <p>第5項 条例第23条の2の2第2項第3号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。</p>
	<p>第2項 非常災害のために必要な応急措置として前項に規定する産業廃棄物を自ら保管した事業者は、当該保管を開始した日から起算して2週間を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項各号（第4号及び第6号を除く。）に掲げる事項</p>		

条例		施行細則	
<p>(2) 保管を行った産業廃棄物の種類及び数量 (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</p> <p>第3項 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。</p> <p>(1) 当該産業廃棄物を生ずる事業場において行われる保管 (2) 敷地の面積が200平方メートル未満の事業場において行われる保管 (3) 法第12条第3項若しくは第4項又は第12条の2第3項若しくは第4項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管 (4) 法第14条第1項若しくは第6項の許可又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管 (5) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管 (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）第8条第1項（同法第15条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管</p> <p>第23条の2の3 前条第1項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第1号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。</p>	<p>(1) 保管開始年月日 (2) 条例第23条の2の2第2項の届出書を提出する者（以下この項において「届出者」という。）が営む事業の種類 (3) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号 (4) 届出者が建設業法第3条第1項の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号 (5) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者である場合には、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号</p> <p>第29条の2 条例第23条の2の3第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） (2) 保管に係る事業場の名称及び所在地 (3) 条例第23条の2の2第1項の規定による届出を行った年月日 (4) 条例第23条の2の2第1項第1号から第5号までに掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容及び変更年月日 (5) 産業廃棄物の保管をしなくなった場合には、保管をしなくなった年月日</p>		

条例		施行細則	
	<p>第2項 前条第2項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。</p>		<p>第2項 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第23条の2の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があった場合 前条第1項第6号に掲げる書類 (2) 条例第23条の2の2第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 前条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるもの <p>第3項 第1項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第23条の2の2第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更の日の10日後の日 (2) 条例第23条の2の2第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更後の産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。第6項第2号、次条第1項第2号、第4号及び第5号、第29条の4第2項第1号並びに第33条の2第4項第3号において同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画による産業廃棄物の保管を開始する日の2週間前の日 (3) 産業廃棄物の保管をしなくなった場合 保管をしなくなった日の10日後の日 <p>第4項 条例第23条の2の3第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる事項 (2) 条例第23条の2の2第2項の規定による届出を行った年月日 (3) 条例第23条の2の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容及び変更年月日 <p>第5項 前項の届出書（条例第23条の2の2第2項第2号に掲げる事項の変更に係る届出書に限る。）には、前条第4項に定める書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。</p>

条例		施行細則	
<p>第23条の2の4</p>	<p>市長は、第23条の2の2第1項の規定による届出書の提出又は前条第1項前段の規定による届出（以下「変更の届出」という。）があった場合において、第23条の2の2第1項第4号に掲げる計画が産業廃棄物処理基準等（法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第16条の3に規定する指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（同条第2号に掲げる方法によるものを除く。）に係る同条第1号に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合しないと認めるときは、当該届出書の提出又は当該変更の届出のあった日から2週間以内に限り、当該届出書の提出又は当該変更の届出をした者に対し、期限を定めて、当該計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>第2項 第12条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。</p>		<p>第6項 第4項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第23条の2の2第2項第1号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更の日の10日後の日</p> <p>(2) 条例第23条の2の2第2項第2号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更後の産業廃棄物の種類及び数量による産業廃棄物の保管を開始した日から起算して2週間を経過する日</p> <p>(3) 産業廃棄物を保管しなくなった場合 保管をしなくなった日の10日後の日</p>

条例		施行細則	
<p>第23条の2の5</p> <p>第23条の2の2第1項又は第2項の規定により届出書を提出した者（以下「保管の届出者」という。）は、帳簿を備え付け、産業廃棄物の保管について市規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>前項の帳簿は、市規則で定めるところにより、保存しなければならない。</p>	<p>第29条の3</p>	<p>条例第23条の2の5第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物の搬入年月日、搬入に使用した自動車の自動車登録番号及び搬入を担当した者の氏名 (2) 搬入した産業廃棄物の種類、数量及び発生場所 (3) 産業廃棄物の搬出年月日、搬出に使用した自動車の自動車登録番号及び搬出を担当した者の氏名 (4) 産業廃棄物の搬出先の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに搬出先ごとの産業廃棄物の種類及び数量 (5) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、処分を行った年月日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量 (6) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号（法第12条の5第1項に規定する電子情報処理組織を使用した場合にあっては、同項に規定する情報処理センターの登録番号） (7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該産業廃棄物の保管に係る事業場における保管量。この場合において、当該事業場で保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれの保管量を明らかにしなければならない。 <p>第2項</p> <p>条例第23条の2の5第1項の保管の届出者（以下「保管の届出者」という。）は、毎月末日までに、前月中における前項に規定する事項を同条第1項の帳簿に記載しなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>保管の届出者は、前項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p>	

条例		施行細則	
<p>第23条の2の6</p> <p>保管の届出者は、市規則で定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出に係る事業場である旨その他市規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>保管の届出者は、市規則で定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出に係る事業場である旨その他市規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>第29条の4</p> <p>条例第23条の2の6の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設置して行わなければならない。</p> <p>第2項 条例第23条の2の6の市規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保管する産業廃棄物の種類及び数量 (2) 保管を行う事業場の所在地 (3) 保管の届出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先 (4) 保管を行う事業場の敷地である土地の所有者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先 (5) 条例第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出を行った年月日 <p>第3項 第1項の掲示板は、政令第6条第1項第1号ホ若しくは第2号ロ(1)又は第6条の5第1項第1号ニ若しくは第2号リ(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)に規定する掲示板及び政令第16条第2号へ又は第3号ロの規定によりその例によることとされる同条第1号ロ(2)に規定する掲示板と別に設置しなければならない。</p>	<p>条例第23条の2の6の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設置して行わなければならない。</p> <p>第2項 条例第23条の2の6の市規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保管する産業廃棄物の種類及び数量 (2) 保管を行う事業場の所在地 (3) 保管の届出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先 (4) 保管を行う事業場の敷地である土地の所有者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先 (5) 条例第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出を行った年月日 <p>第3項 第1項の掲示板は、政令第6条第1項第1号ホ若しくは第2号ロ(1)又は第6条の5第1項第1号ニ若しくは第2号リ(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)に規定する掲示板及び政令第16条第2号へ又は第3号ロの規定によりその例によることとされる同条第1号ロ(2)に規定する掲示板と別に設置しなければならない。</p>
<p>第23条の2の7</p> <p>市長は、保管の届出者が、第23条の2の5第1項の規定による帳簿の備付け若しくは帳簿への記載又は前条の規定による表示をしていないときは、当該保管の届出者に対し、期限を定めて、これらの行為を行うべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>第2項 第12条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。</p> <p>第3項 市長は、保管の届出者が、第23条の2の5第2項の規定による帳簿の保存をしなかったときは、その旨並びに当該保管の届出者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>第4項 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。</p>	<p>市長は、保管の届出者が、第23条の2の5第1項の規定による帳簿の備付け若しくは帳簿への記載又は前条の規定による表示をしていないときは、当該保管の届出者に対し、期限を定めて、これらの行為を行うべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>第2項 第12条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。</p> <p>第3項 市長は、保管の届出者が、第23条の2の5第2項の規定による帳簿の保存をしなかったときは、その旨並びに当該保管の届出者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>第4項 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。</p>		

条例		施行細則	
<p>第23条の2の8</p>	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当し、当該各号の保管が産業廃棄物処理基準等に適合していないことについて合理的な疑いが認められる場合において、当該保管を放置することにより周辺地域の生活環境の悪化が生じ、又は生ずる急迫した危険があり、かつ、法第18条第1項若しくは第35条の規定による報告の徴収又は法第19条第1項若しくは第36条の規定による立入検査を経ては当該悪化により生ずる支障の除去、改善又は防止をすることが困難となると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物（産業廃棄物の疑いのある物を含む。以下この条において同じ。）の搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているとき</p> <p>(2) 変更の届出をしないで第23条の2の2第1項第1号から第5号までに掲げる事項を変更し、又は第23条の2の3第2項前段の規定による届出をしないで第23条の2の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項を変更して産業廃棄物の保管を行っているとき</p> <p>(3) 第23条の2の4第1項の規定による勧告に従わずに産業廃棄物の保管を行っているとき</p> <p>第2項 市長は、前項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、同項の期間を当該期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。</p> <p>第3項 市長は、第1項の規定による命令を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>第4項 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。</p>		